



平成30年7月2日

各 位

会 社 名 大黒屋ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小川 浩平
(コード番号 6993 東証第二部)
問 合 せ 先 財務経理部長 大村 正文
(TEL. 03-6451-4300)

**第三者割当により発行される新株式（金銭出資及びデット・エクイティ・スワップ）、
及び第18回新株予約権に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、当社代表取締役小川浩平（以下、「小川浩平氏」といいます。）及びMTキャピタル匿名組合Ⅲを割当予定先として、第三者割当により、新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第18回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議しましたので、お知らせいたします（以下、本新株式及び本新株予約権発行の資金調達全体を「本調達スキーム」といいます。）。

なお、小川浩平氏を割当予定先とする新株式の発行については、デット・エクイティ・スワップ（以下、「DES」といいます。）の手法を用いて行うこととします。

記

I. 第三者割当により発行する本新株式及び本新株予約権募集の内容

1. 募集の概要

(1) 本新株式発行の概要

(1) 発行新株式の総数	13,157,800株	発行済み株式総数に対し12.67%
(2) 発行価額	1株あたり57円	
(3) 発行価額の総額	749,994,600円 うち499,998,300円は、現物出資（DES）の払込方法によるものとする。	
(4) 募集又は割当方法	第三者割当による	
(5) 割当先及び割当株式数	小川浩平氏	8,771,900株

	MTキャピタル匿名組合Ⅲ	4,385,900株
(6) 現物財産の内容及び価額	小川浩平氏が当社に対して保有する金銭債権の元本 500,000,000円のうち499,998,300円	
(7) 資本組入額	1株あたり28.5円	
(8) 資本組入額の総額	374,997,300円	
(9) 申込期日	平成30年7月18日	
(10) 払込期日	平成30年7月18日	
(11) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。	

(注) 申し込みの方法は、本第三者割当の割当予定先との間で上記申込期日に総数引受契約を締結し、払込期日に発行価額の総額を金銭または金銭以外の財産の現物出資により払い込むものとします。払込期日までに本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の第三者割当は行われなないこととなります。

(2) 本新株予約権発行の概要

(1) 割当日	平成30年7月18日
(2) 新株予約権の総数	350,877個
(3) 発行価額	本新株予約権1個につき79円(総額27,719,283円) (本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額:新株予約権の目的である株式1株あたりにつき0.79円)
(4) 当該発行による潜在株式数	35,087,700株(新株予約権1個につき100株) 発行済み株式総数に対し33.80%
(5) 資金調達の額	2,027,718,183円(差引手取概算額2,011,438,183円) (内訳) 新株予約権発行による調達額:27,719,283円 新株予約権行使による調達額:1,999,998,900円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
(6) 行使価額	57円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当方式 MTキャピタル匿名組合Ⅲ 350,877個(35,087,700株)
(8) 譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
(9) その他	①取得条項 (1)平成30年7月19日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができま

	<p>す。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>(2)平成30年7月19日以降、東証二部における当社普通株式の終値が5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合（このような状態になった日を以下「到達日」という。）、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得します。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とします。</p> <p>(3)平成30年7月19日以降、東証二部における当社普通株式の5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の終値の単純平均値が30円以下になった場合（このような状態になった日を以下「下限到達日」という。）、当社は、下限到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得します。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とします。</p> <p>②前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	---

2. 本調達スキームの目的及び理由

本調達スキームによる資金調達の目的及び理由は以下のとおりであります。

(1) 本調達スキームの目的

- ① 当社は、平成29年12月8日に開示しました「第17回新株予約権による調達資金の資金使途変更のお知らせ」に記載にしていますように、第17回新株予約権による調達資金の使途を変更した結果（当初は、平成30年2月までの運転資金に利用する予定の資金を大黒屋グローバルホールディング株式会社（以下、「大黒屋グローバル」といいます。）における株式併合により生じた端株の買取資金として同社への貸付に充当したため。）、平成29年12月以降の当社及び当社グループ（以下、「当社グループ」といいます。）の運転資金が不足する状態となっております。これをカバーするため、平成29年11月30日に120百万円、平成

30年2月13日に350百万円及び平成30年3月16日に30百万円を、小川浩平氏より借入を行いました。これらの資金のうち、167百万円を大黒屋グローバルに貸付を行い、さらに大黒屋グローバルから英国 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED グループ（以下、「SFLグループ」といいます。）に1百万英ポンド（約150百万円）の貸付を実行し、運転資金に充当しております。英国SFLグループでは、Gordon Brothers Finance Company（以下、「GBFC」といいます。）より10百万£（円換算額約15億円）の借入を実行しておりますが、平成30年4月6日が返済期限となっており、期限延長の交渉をしておりましたが、期限延長の合意が得られない場合を想定し緊急融資を行いました。期間延長につき合意が得られたため、運転資金に充当いたしました。残額の17百万円は、大黒屋グローバルの運転資金に充当しております。また、大黒屋グローバルへの貸付金以外の333百万円については、平成30年6月までの、当社及び当社グループの運転資金に充当してまいります。主な内訳につきましては、当社の人件費112百万円、支払手数料46百万円、旅費交通費24百万円、業務委託料13百万円、賃借料11百万円、当社子会社のラックスワイズ株式会社（以下、「LW」といいます。）の支払手数料（システム開発39百万円、大黒屋グローバルの人件費・業務委託料26百万円）などに利用してまいります（平成30年6月まで）。

上記小川浩平氏からの借入金500百万円は当座のつなぎ融資として借入れたものですが、小川浩平氏と協議し、当社の財務状況を考慮のうえDESにより株主資本に振替えることとしました。DESを行うことにより、当社有利子負債の圧縮及び自己資本増加により財務体質が改善するとの判断により、実施するものであります。

- ② 当社においては、運転資金の不足が恒常的に発生しております。その原因は、当社グループ持株会社としての運営に関する費用を配当等で子会社から受領することができなくなっていることが原因です。現状におきまして、黒字企業である主要連結子会社の株式会社大黒屋（以下、「大黒屋」といいます。）においては、平成27年10月の金融機関からの借入実行時に、英国SFLグループの買収資金相当を含め借入を行っております。当社は、大黒屋の借入金のうち50億円をインターカンパニーローンとして借り受けております。さらに、当社は、当該資金50億円を大黒屋グローバルに貸し付けを行い、英国SFLグループの買収資金としております。その後、大黒屋グローバルは、当社からの借入金をDESにより資本としております。したがって、当社の大黒屋グローバルへの貸付金は、子会社株式となっております。なお、大黒屋の金融機関からの借入金については、財務制限条項により、大黒屋から当社への配当などの資金の提供が制限された状態となっております（大黒屋から当社への借入金は現状も50億円です。）また、その他の関係会社につきましては、英国SFLグループでは、買収後のリストラ

クチャリングがほぼ完了し、EBITDA（金利・税金・償却前利益）黒字化を平成 29 年 12 月（第 3 四半期）には確保しております。現地での借入金金利が高いため、有利子負債の金利負担及びリファイナンスのための在庫の処分や事業の選択と集中を進めた結果、売上高が減少し、のれん代の一括償却により、平成 30 年 3 月期の最終損益において損失を計上しており、当社が配当を受領する状況には至っておりませんでした。しかしながら、本調達スキームにより調達した資金を英国 S F L グループの在庫取得資金に充当することにより、可及的速やかに年次での黒字化を達成し、当社グループ内での健全な資金の循環が実現されるものと考えております。さらに、当社単体としては電機事業部門がセグメント上の利益を計上しているものの、当社グループ全体の資金不足を賄い当社及び当社グループ全体の運転資金を確保する程度には至っておりません。以上のような状況において、今後も当面継続すると想定される運転資金の調達が必要となっております。なお、本新株式による資金調達で平成 31 年 3 月までの資金を調達することを検討いたしましたが、本新株式による調達の規模が、割当予定先である MT キャピタル匿名組合Ⅲ（東京都中央区日本橋兜町 3 - 1 1 三田証券株式会社内）の営業者である MT キャピタル合同会社（業務執行社員三田証券株式会社、以下、「MT キャピタル」という。）と当社の運転資金についての協議を当社資金計画に基づき行い、244 百万円とすることを口頭にて合意いたしました。そのため、平成 31 年 1 月以降の運転資金については、新株予約権での調達としております。

③ 中国における新規設立会社（当社子会社）Daikokuya Duo Jin Technology(Beijing)Co., Limited への出資金（会社の設立費用を含む運転資金）

当社は、中国において以下に記載します金融事業の合弁会社を平成 30 年 7 月 10 日を目途に設立します。資本金は 34 百万円（当社負担分 27 百万円）としますが、中国の会社法では、資本金に相当する資金の注入がなくとも会社は設立できるとのことです。そこで、設立後 3 ヶ月の必要運転資金を 5 百万円と見積もり、当社が本新株式による調達額から、5 百万円の出資を行います。残額 22 百万円については、本新株予約権にて調達し、事業の進捗に合わせて順次出資し、事業が軌道に乗るまでの運転資金として利用し、最終的に 34 百万円（当社負担率 80%）となります。中国においては、設立後 10 年以内に資本金に相当する資金の注入が完了すればよいとのことですが、当社は、平成 31 年 3 月を目途に完了したいと考えております。なお、当該 5 百万円を当社が出資することとしたのは、当社代表取締役の小川浩平と合弁の相手先である北京陸秦网络科技有限公司（以下「陸秦科技」といいます。）の代表者である秦若耶との間の協議により口頭で合意しております。具体的な用途につきましては、3 ヶ月分の運転資金で、人材採用、システム費用、地代家賃及び登記費用となります。

中国北京に拠点をもつ陸秦科技との間で、中国における金融サービスを提供

する目的として業務提携を行い、合弁会社（子会社）を設立することに関し、当社代表取締役の小川浩平と陸秦科技の代表者である秦若耶との間の協議により口頭で合意し、今後、合弁契約を締結する前提となる秘密保持契約及び合弁契約を平成30年7月中に締結することとなりました。

近年、中国のフィンテック（フィンテック (FinTech)とは、「Finance-ファイナンス-(金融)」と「Technology-テクノロジー-(IT技術)」を組み合わせた造語で、金融とIT技術を使用して生み出された新たな金融サービスを表します。）は、市場規模が拡大しております。三菱東京UFJ銀行中国投資銀行部中国調査室が発行した「BTMU (China) 経済週報2017年1月5日第332期」によれば、「中国の消費水準の向上を背景に大口決済需要が高まっている。個人消費向けローンを通じて、生活条件の改善要求を有し、かつ、一定の経済力を有する人は、住宅や自動車など高額な消費財の購入に対する需要を早くも満たしたほか、消費向けローンも住民生活水準の向上および社会消費の高度化を促進した。住民の消費習慣の変化や政府の産業政策の後押し、並びに多くの業者の参入や運営モデルの持続的革新により、「消費金融」市場は急速な発展軌道に乗ったほか、あらゆる消費シーンへのモバイルインターネットの普及に伴い、「インターネット消費金融」分野にはより一層大きな潜在力があると見込まれている」としています。さらに、「2013年～2014年、中国の「インターネット消費金融」市場は発展の初期段階にあったが、2015年に入り「消費金融公司」の施行範囲が全国に拡大され、人民銀行が信用調査ライセンスを発行したことに伴い、インターネット大手や新規企業が消費金融への参入に動き出した。「インターネット消費金融」市場は過去2年間の急成長に続き、平成27年は爆発的な成長を迎えた。」としています。

このような、状況を勘案し、当社は、中国の消費金融サービスは今後の成長性が見込める市場であると判断し、そこで、CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.（以下において「CITIC」といいます。）との中古ブランド品の買取・売買事業を行っているBeijing XinBang Daikokuya Trading Corporation, LTD（以下、「信黒屋」といいます。）と連携して、新規合弁会社が陸秦科技の有する「スマホアプリを用いた個人消費者向けのローンサービス」のノウハウを活用し、小売事業におけるショッピングローンなどの金融サービスを提供することを目的として、新しい金融市場に参入することを決断しました。

このたび設立する会社は、中国北京にあるすでに消費金融事業を展開している陸秦科技と当社の共同出資企業です。当社は新規合弁会社に対して資金提供と、信黒屋との事業連携を行うこととします。同合弁会社の経営陣として当社経営陣より2名、陸秦科技経営陣より1名を任命し、事業を展開します。

新規設立の合弁会社の概要

① 名 称	Daikokuya Duo Jin Technology(Beijing)Co., Limited (大黒屋朶金科技(北京)有限公司) (仮称)
② 所 在 地	中華人民共和国北京市
③ 代表者の役職・氏名	董事長小川浩平
④ 事 業 内 容	システム開発及びサービス提供、総合輸出入貿易業務
⑤ 資 本 金	200 万人民元 (約 3,400 万円)
⑥ 設 立 年 月 日	平成 30 年 7 月 (予定)
⑦ 決 算 期	12 月
⑧ 純 資 産	未定
⑨ 総 資 産	未定
⑩ 合弁会社に対する 出 資 比 率	当社：80%、陸秦科技：20%

(注) 1. 円換算にあたっては、1 人民元=17円として換算しております。

2. 本合弁会社の経営陣については、当社が任命する 2 名 (小川浩平を含む)、及び陸秦科技が任命する 1 名の、計 3 名が就任する予定です。

3. 当社代表取締役の小川浩平と陸秦科技の代表者である秦若耶との間の協議により口頭で合意し、今後、合弁契約を締結する前提となる秘密保持契約及び合弁契約を平成30年7月中に締結予定です。

業務提携の相手先の概要

① 名 称	北京陸秦网络科技有限公司
② 所 在 地	中華人民共和国北京市
③ 代表者の役職・氏名	秦若耶 Qin Ruoye
④ 事 業 内 容	技術推广サービス、コンピューターシステムサービス、ソフトウェアサービスの提供
⑤ 資 本 金	1,500 万元 (約 2.55 億円)
⑥ 設 立 年 月 日	平成 26 年 3 月
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 27 年 12 月 9 日現在)	秦若耶：50% 季良宝：24.3% 青島鉴睿創業投資中心：15%

⑧ 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。				
	人的関係	該当事項はありません。				
	取引関係	該当事項はありません。				
	関連当事者への該当状況	関連当事者には該当しません。				
⑨ 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態						
	決算期	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期		
純	資	産	-	16百万円	▲6百万円	
総	資	産	-	116百万円	280百万円	
売	上	高	-	0百万円	56百万円	
当	期	純	利	益	▲33百万円	▲23百万円

(注) 業務提携先については、定款で実在性を確認しており、また提携先のホームページは、中国 I C P (中国のウェブサイトのトップページに表示されている許可証。中国のサーバーでWebサイトを公開し配信する場合、運営者の個人・法人・国籍を問わず、全てのWebサイトは中国が法令で定めている「I C Pサイト登録」が必要です。) を取得していることから、反政府組織ではないことを確認しております。

④ 当社は、平成29年5月23日に開示しましたように、中国の CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD. (以下、「C I T I C」といいます。) との間で、資本業務提携関係の強化に向けて覚書を締結していますが、当社の連結子会社である大黒屋グローバルの当社グループによる100%子会社化がその前提となっております。そこで、大黒屋グローバルは、平成29年10月1日付で株式併合を行うことで当社グループによる100%子会社化を目指しましたが、現時点では、当社グループ(22株所有)以外に、外部株主(2株所有(併合前の6,800千株))が依然として存在する状況となっております。したがって、当社グループとしては、当該外部株主から大黒屋グローバルの株式を買取る必要がありますが、当該外部株主からも早急買取を行うことを求められており、そのための資金が必要となっております。株式併合による端株の買取資金は、併合前の株式1株当たり105円で実行しておりますが、当該2株の買取価格につきましては任意売却となるため、端株の買取価格が適用されず、当該外部株主との交渉により決定されます。具体的な金額は未定であり、これからの交渉により決定されます。しかしながら合意に達する前提として資金の手当てが必要であり、これまでの交渉経過をふまえますと今回の資金調達では総額最大840百万円の資金手当てが必要であると考えております。仮に840百万円を買取実施の総予算とした場合の株式併合前1株当たりのバジェットは123円となります。一株当たりの価格そのものは今後の交渉にもよりますが、当社のビジネス

プランにおける CITIC との資本業務提携の重要性をふまえますと、当該株式を買取らずに放置することは著しく当社の企業価値を損ない、株主の利益にも反する恐れがあります。したがって当社としては、上記株式買取のための総予算の範囲内で、かつ当社の企業価値と株主利益の最大化を最優先に考えて買取価格の交渉を行い、本資金調達によって買取を実施したいと考えております。また、当該買取につき法的な手段（再度、株式併合を行い外部株主の保有株を端株とする方法や、株式等売渡請求及び株式交換による方法）により強制的に買い取る方法を採用しなかったのは、株式併合につきましては、少数株主の排除のみを目的とした株式併合については、その株主総会特別決議が特別利害関係人の議決権行使による著しく不当な決議として株主総会決議取消請求（会社法 831 条 1 項 3 号）の対象となるという見解があります。このようなリスクと株主総会開催に伴う手続きの時間等を考えると、任意買取により迅速に対処するほうが、現在の当社の状況においては適していると判断いたしました。また、株式の売渡請求につきましては、価格について対象株主が不当であると考えた場合、①株式の取得をやめることの請求（会社法 179 条の 7）、②売買価格決定の申し立て（会社法 179 条の 8）、株式取得無効の訴え（会社法 846 条の 2）等の法的手段があり、特に株式取得無効の訴えの提訴期間は 1 年間で、いつまでも完全子会社化が確定しない欠点があります。また、株式交換による方法につきましても、株式売渡請求と同様に、買取価格が不当であるとして、株主総会決議取消の訴えや株式交換無効の訴えの対象になり、いつまでも完全子会社化が確定しない欠点があります。したがって、本手続きによるよりも任意買取により即時確定させる方が、現在の当社の状況においては適していると判断したとしても不合理ではないと思われれます。以上のようなことから、当社は、法的手続きを実行する場合の、手続きの長期化を考慮し、現株主との買取交渉によることを選択いたしました。なお、株式の買取は、当社が行います。

なお、併合前の株式 1 株当たりの買取価格 105 円は、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 1328 号、代表取締役：能勢元、以下、「第三者算定機関」といいます。）の評価結果をもとに、裁判所の許可を得た価格となっております。

(大黒屋グローバルホールディング株式会社の概要)

事業内容：持株会社（株式を保有する会社：大黒屋、英国 S F L グループ）

所在地：東京都港区港南 4-1-8

代表者：代表取締役社長 小川 浩平

業績の概要（平成 29 年 3 月期：連結）

売上高： 20,180 百万円

当期純利益： 170百万円
総資産： 22,074百万円
純資産： 14,234百万円

上記のように、CITICとの資本業務提携及び同年6月15日付けの適時開示「株式会社ブランドオフ（以下、「ブランドオフ」といいます。）との資本業務提携に関する覚書締結のお知らせ」にて開示していますように、大黒屋グローバルの100%子会社化の確実な遂行により、CITICからの出資が実施されることを前提にブランドオフ株式の取得を行い同社との資本業務提携を行うこととなっておりました。その出資額の一部を100%子会社化の資金に充当する予定にしておりました。これは、大黒屋グローバルの100%子会社化、ブランドオフとの資本業務提携及びCITICからの出資が同時に達成できることを想定して行動しておりましたが、平成29年11月に開示いたしましたように、ブランドオフとの資本業務提携が中止となり、大黒屋グローバルの100%子会社化も達成できていないことから、CITICからの出資が延期となっております。そこで、ブランドオフに代わる、新たな共同投資案件を模索し協議を続けておりますが、共同投資案件が確定するまで、出資が行われない状況となっております。そこで、出資を受ける条件となる100%子会社化を優先して達成するため、本新株予約権による手取金の使途としております。なお、現株主とは、本新株予約権での調達となるため、即座に支払うことが難しいこととなることを説明のうえ、分割支払いにつきお願いしております。なお、CITICとは、下記に記載しておりますように、中国国内での合弁事業を既に開始しており、良好な関係は継続中です。

- ⑤ CITICとの合弁会社であるBeijing XinBang Daikokuya Trading Corporation, LTD（以下、「信黒屋」といいます。）は、中国においてブランド中古品の買取販売事業を開始し、2016年12月に北京、2017年8月に瀋陽、同年12月に上海及び2018年1月に青島と4店舗出店をしておりますが、現状の信黒屋は、新規出店の初期費用によるコストの先行と、在庫の十分な確保ができていないことから、商品売上が低迷しており、黒字化が達成できておりません（なお、北京店は、今年度に入り黒字化の見通しとなっております）。そこで、全社ベースで黒字化の達成のためには、国内の大黒屋でのノウハウから、在庫の積み増しが必要であり、このような在庫確保のために、資金が必要となっております。事業計画においては、当面500百万円を必要としており、当社負担分の250百万円を信黒屋に出資することになります。当該金額を本新株予約権で調達し、在庫投資を行ってまいります。在庫の充実により商品売上の増収をはかってまいります。現在、合弁会社である信黒屋のCITIC側株主であるCITIC XinBang Asset Management Corporation Ltd.（以下「信邦」といいます。）が香港証券取引所に上場申請を行っておりますが、上場の時期及びその可否は未

だ不明です。上場申請が承認され、信邦が香港市場から資金を調達できた場合には、信邦負担分の250百万円を、信黒屋の在庫取得資金として出資することになります。また、香港上場が延期された場合には、別途調達し出資することになっています。なお、資金提供のタイミングは、同時に実行することを想定しておりますが、タイミングのズレがあった場合には、持株比率の変動が起きないように、当社又は信邦が、信黒屋に対して一旦貸付を行うなどして対応していくことで合意しております。なお、以降の資金調達については、金融機関からの借入金などを検討してまいります。

英国SFLグループでは、GBFCより10百万£（円換算額約15億円）の借入を実行しております。借入実行時には、十分な営業利益が得られ黒字となる計画でしたが、当該借入金の金利は10%程度の高金利であることから、借入金返済資金確保のため、平成30年3月から値引き販売による在庫処分を行なったものの、当該処分により確保できたのは、2百万£で、平成31年3月末の資金残高は8.8百万£にとどまり、全額を返済するための資金が確保できなかったため、当該借入金は、GBFCと期限延長の交渉を行った結果、平成30年4月6日より最大6ヶ月の期限延長の了承を得て全額延長期間に入っております。しかし、今後、当該借入の金利負担を極力軽減させるため、当該借入の延長期間は可能な限り短期間として、全額返済を計画しております。但し、現状は10百万£以上の資金を保有できておらず、分割返済が認められていないため、返済できておりません。返済資金については、SFLグループの保有する在庫及び質流れ品の処分を行い充当することにはしていますが、平成30年3月末現在の現金及び預金8.8百万£、在庫金額3.3百万£で、合計12.1百万£となっております。なお、SFLグループは、質屋業を主に営んでいることから、保有資金を全額返済に使用することはできません。過去の資金保有残高の実績から判断すると、質預りのための貸出金として4百万£程度必要と考えており、全額返済ができない状況です。よって、自己資金から最大8百万£返済に充当し、残額については、別途金融機関等から資金調達をすることを検討しております。その結果、借入金残高が減少し、さらに、現状の金利より低利で調達することを想定しておりますので、金利の圧縮は可能となります。

平成30年3月の在庫処分の結果、店舗において在庫不足の状態となるため、本新株予約権にて調達した資金420百万円を大黒屋グローバルに貸付け、さらに大黒屋グローバルからSFLに貸付を行い、当該資金にて在庫取得を行なうこととなります。なお、今回の借入金返済のため在庫処分を行なった結果、古物販売事業の売上回復が遅れることが予想され、本新株予約権による資金調達により、在庫不足の状態が解消することにより、黒字化が達成されると考えてお

ります。よって、平成31年3月期の黒字化を目標としております。

- ⑥ eコマース事業に関しましては、平成28年11月10日に「当社グループにおけるeコマース事業の発展的展開並びに当社国内子会社におけるeコマース事業の統合に関するお知らせ」にて開示いたしましたように、eコマース事業をグローバル展開するために、グローバルな共通システムをベースとし、それぞれの地域圏（日本、中国、欧州、その他）向けに、言語・通貨対応できるシステム開発を当社子会社のLWにて実施してまいりました。

そこで、本新株予約権により調達した資金をLWに貸付を行います。LWは、当該資金を利用して、従来外注にて行っていたシステム開発費をLWにて内製化し、独自のEC・モバイル向けグローバルに一元化された関連システムの開発・保守・運営のための人件費に124百万円（平成31年2月まで）、システム関連費用（データサーバーレンタル費、保守費及びセキュリティ費など）に60百万円を使用します。

当該システムを利用し、国内にて平成30年度上期より買取事業（顧客より商品の提供を受け、他の顧客に販売を行う仲介事業）を、販売事業（大黒屋を含む他の事業者から商品の提供を受け、販売を行い手数料を受領する事業）を下期から開始する予定です。中国及び英国におきましては、平成31年度以降順次開始してまいります。なお、当該システムを周知するための、広告宣伝費としてテレビCMに180百万円及びMobile広告に48百万円を利用する計画です。このように初期費用が発生する新たな取り組みとなりますので、黒字化は、平成31年3月期を目標としております。

上記のとおり、当社としましては当面多額の資金を必要としておりますが、これらの資金は、当社グループが国内における競争を制し、当社グループの強みを活かしグローバルに展開してゆくためには必須のものであります。今回調達された資金が投入されることにより、当社グループの国内における経営と収益基盤の強化、中国事業の拡大展開と収益化、及び英国事業の安定を図ることで当社の企業価値を高めることができ、ひいては当社株主の皆様のご期待の応えることができるものと確信しております。

（2）当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、株主の皆様の利益に配慮しつつ、かつ上記の資金用途による種々の目的の達成を目指し、下記A.「他の資金調達方法の検討について」に記載のように公募増資含め資金調達方法について比較検討して参りましたが、本新株式（金銭出資及びDES）及び本新株予約権の同時発行が、現状においては、当社の財務運営において、また、ひいては当社株主の皆様にとっても適切な資金調達方法であるとの結論に至りました。

すなわち、当社としましては当面多額の資金を必要としておりますが、これらの資金

は、当社グループが国内における競争を制し、当社グループの強みを活かしグローバルに展開してゆくためには必須のものであります。今回調達された資金が投入されることにより、当社グループの国内における経営と収益基盤の強化、中国事業の拡大展開と収益化、及び英国事業の安定を図ることで当社の企業価値を高めることができ、引いては当社株主の皆様のご期待の応えることができるものと確信しております。

なお、当社は、当初から、既存株主の皆様の希薄化インパクトを極力低減するという目的から、緊急に必要とする資金を新株式でその他を新株予約権で調達することといたしました。新株予約権を組み込むことによって、希薄化の進行が徐々に進むことになるため、既存の株主の皆様への一定の配慮がなされていることとなります。

この検討過程において、小川浩平氏とは当社の短期的資金繰り及び財務内容改善の観点から協議した結果、本新株式（DE S）の割当予定先に選定しております。また、MTキャピタル匿名組合Ⅲの営業者であるMTキャピタル合同会社（以下、「MTキャピタル」と言う。）との交渉においては、当社は、一時に希薄化となることを回避するため、緊急性の高い資金は、株式にてお願いし、その他については、新株予約権で引き受けていただける割当予定先を検討していたところ、MTキャピタルより、緊急性の高い一部資金は保有する資金の範囲内で金銭出資するが、株価が下落した場合のリスク等を考慮して残りは新株予約権としたいとの提案を受け、当社の要望と合致することから、同社と協議した結果、本新株式（金銭出資分）及び本新株予約権の割当予定先に選定しております。

本調達スキーム決定までの判断過程は以下のとおりです。

A. 他の資金調達方法の検討について

当社は、本調達スキームの決定に際し、下記記載の調達方法を含め検討しております。

(a) 公募増資

公募増資は、株式市場における当社株式への需要が十分あれば資金調達額が確実に見込めるというメリットがある一方、株式の発行・払込までにはかなりの時間を要し、また引受手数料を含め費用が大きくならざるを得ません。また、公募増資の場合、一度に株式を発行し資金調達ができる反面、同時に希薄化することを避けることはできず、既存株主持分への希薄化のインパクトが大きいため、また、運転資金が不足している当社の現況を勘案すると、その観点からも望ましい方法ではないと考えております。

(b) 第三者割当による株式の発行

今回は、小川浩平氏及びMTキャピタル匿名組合Ⅲに第三者割当により本新株式13,157,800株（平成30年3月末現在発行済株式数に対し12.67%）の割当てを予定しています。本新株式により調達する金銭出資額の249百万円は、平成30年7月度より不足することが想定される運転資金に充当されることとなります。よって、金銭出資による株式の発行が最適であると判断しました。さらに、金銭出資にて当社

株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることも検討しましたが、現時点で投資家を探すのは困難であると判断しました。

(c) 第三者割当による新株予約権の発行

当社は、既存株主の皆様の希薄化のインパクトを極力軽減させることを目的に、新株予約権での調達を検討いたしました。今回は、MTキャピタル匿名組合Ⅲに第三者割当により本新株予約権350,877個（同発行済株式総数に対し33.80%）の割当を予定しています。緊急性の低い資金について割当予定先の要望により新株予約権にて引き受けていただけるとのことから、他の投資家を検討する必要はないと判断いたしました。

(d) 第三者割当による転換社債型新株予約権社債の発行

当社は、上記(a)の金銭出資による調達に加え、確実に必要資金が可能である転換社債型新株予約権付社債による調達を検討しましたが、合意には至っておりません。これは、当社の方針として、当社連結負債比率上昇のインパクトを軽減させるため最終的にはエクイティによる資本調達を行うことを希望していること、転換社債型新株予約権付社債へ投資する第三者は投資時に発行額相当の投資資金を必要とすること、また投資により同時に当社の信用リスクをとる必要があること、等の理由により、今回の検討過程において、転換社債型新株予約権付社債による調達は難しいとの判断をしております。

(e) 借入金

金融機関からの借入につきましては、当社グループは平成30年3月31日現在（平成30年5月14付で開示いたしました、決算短信による）連結ベースで8,889百万円の有利子負債額（総資産額は14,879百万円）があり、平成30年3月期の親会社株主に帰属する当期純損失790百万円となっております。このような状況を考慮すると、金融機関による当社の審査等には時間が必要と思われる、今回の調達は難しいとの判断をしております。

B. 本調達スキーム

(メリット)

本調達スキームは、本新株式（金銭出資及びDES）及び本新株予約権を組み合わせで行います。このような、組み合わせとなったのは、既存株主の皆様の希薄化インパクトを極力軽減するということから、新株式と新株予約権の組み合わせとしております。

本調達スキームにより、当社は本新株式による2.5億円及び本新株予約権が全額行使された場合の20.3億円の合計である22.8億円（発行諸費用を除くと22.6億円）を調達することができます。本新株式により2.5億円の資金が確保されるとともに、DESにより5.0億円の債務が削減され、合計7.5億円の資本が増強されます。また、本新株予約権の行使が進めば行使価額相当の資本が増強され、当社が予定する資金需要に充

当することができるため、追加的借入の抑制、株主資本での調達による財務内容の改善等を通して当社株主の利益に資するものと判断しております。

割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅲからは、本新株予約権については市場動向及び当社の資金需要を勘案しながら適宜行使を行うこと、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式については、市場への影響を考慮しつつ適宜市場で売却し、当社の経営に関与する意思はない旨の説明を受けています。従って、一般的な公募増資による新株式発行と比べると、株価への影響は比較的限定的なものと考えられ、当社株主の利益にかなうものと考えております。

なお、本新株予約権には任意取得条項が付されております。これにより当社としては、当社の株価の状況などに応じた当社の資金調達手段の見直しの自由度を確保することが可能となっております。

他方、当社の株価が上昇し既存株主の皆様にとって不利な価格で新株が発行されることが懸念されることとなった場面においては、同じく本新株予約権をいったん消滅させることで当該上昇した株価を前提により有利な条件での資金調達を検討することも可能となります。

また、当社株価が当初株価の200%以上となるような場面においては、既存株主の皆様の不利益が大きくなることが懸念されることから、本新株予約権の全てを当社が強制的に取得する旨の取得条項が付されています。これにより、上記のような当社既存株主の皆様の懸念が確実に回避されることを明確にしています。

さらに、当社普通株式の株価が、5連続で30円を下回った場合にも、本新株予約権の全てを当社が強制的取得する取得条項が付されております。この条項は、割当予定先にとっては、メリットとなることから、割当予定先の選定にあたって有利な条件となります。なお、この条項が付与された理由は、割当予定先が、行使価額まで回復が見込めない水準まで下落した場合の対応として要望があったことによるものです。

(デメリット)

今回の資金調達は、当社の今後の資金需要を満たすため22.8億円（発行費用を除くと22.6億円）と多額の調達額となっております。結果、現在の発行済み株式総数103,818,666株（議決権数1,037,576個）に対し、本新株式及び本新株予約権が全額行使された場合の発行数合計は48,245,500株（議決権数82,455個）となり希薄化率は46.47%（議決権数46.50%）となり、大幅な希薄化が生じることとなります。

新株予約権においては、市場の状況により、市場価格が行使価額を下回る状況では行使が進まない可能性があり、この場合、①行使が遅れて資金充当時必要資金が入金されない場合は一時的にはブリッジファイナンス等で対応し、②最終的に予約権が行使されず、調達資金が必要資金に満たない場合は、別途借入等を検討することになります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 調達する資金の総額（円）	2,277,714,483円
内訳	
（本新株式の発行による調達額）	249,996,300円
（本新株予約権の発行による調達額）	27,719,283円
（本新株予約権の権利行使による調達額）	1,999,998,900円
② 発行諸費用の概算額（円）	16,280,000円
③ 差引手取概算額（円）	2,261,434,483円

- (注) 1. 第三者割当による本新株式発行価額749,994,600円のうち、499,998,300円は現物出資（D E S）であり、金銭として払い込まれる予定の額は249,996,300円であります。
2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
3. 発行諸費用の内訳は、価値算定費用2,700千円、弁護士費用3,780千円、登記費用9,800千円の合計16,280千円（以上、確定金額ではありません。）を予定しております。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等込みの金額です。なお、発行諸費用の支払いには、上記本新株予約権の発行による調達額27,719,283円からの充当を予定しています。残額は、当社及び当社グループの運転資金として使用いたします。

(2) 調達する資金の具体的使途

本新株式及び本新株予約権の募集により調達した資金の使途は、当社グループの運転資金、中国の新規金融会社の設立資金、小川浩平氏からの借入金の返済、大黒屋グローバルの100%子会社化のための株式の買取資金、C I T I Cとの中国合弁会社の在庫取得資金、英国S F Lグループの在庫取得資金、及びE C ・モバイル向けグローバルに一元化された関連システムの開発・保守・運営のための資金への充当を予定しております。

小川浩平氏からの借入金につきましては、本新株式を発行しD E Sを行うことにより株主資本に振替えられることとなります。

本新株式及び新株予約権の発行による具体的な使途、金額及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

① 本新株式の発行により調達する資金及び現物出資の使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
当社及び当社グループの運転資金	244	平成30年7月～平成31年1月
中国における新規設立会社（当社子会社） Daikokuya Duo Jin Technology(Beijing)Co., Limited への出 資金（会社の設立費用、人材採用費）	5	平成30年7月

（注）上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社名義の銀行預金口座で適切に管理する予定です。

現物出資による資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
小川浩平氏からの借入金返済資金（DES）	499	平成30年7月

DES対象借入金及び借入利息目録

平成30年7月2日現在

借入日	弁済期日	借入金額	利率	利息金額
平成29年11月30日	平成29年12月30日	120,000,000円	5.0%	3,534,246円
平成30年2月13日	平成30年3月13日	350,000,000円	5.0%	6,712,328円
平成30年3月16日	平成30年4月16日	30,000,000円	5.0%	447,945円
計		500,000,000円		10,694,519円

- （注）1. 借入金の当初返済期日は1ヶ月後となっておりますが、小川浩平氏とは口頭での確認に基づき、本新株式の払込期日である平成30年7月18日まで延期しています。変更後の返済期日につきましては、払込期日までに書面にて確認を行なうことになっております。
2. 利息金額は借入日より、平成30年7月2日現在の金額を記載しておりますが、払込期日となる、平成30年7月18日までの利息は、11,790,410円となります。なお、未払利息の返済は現時点では予定しておらず、返済についての協議も行っておりません。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその实在

性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第 207 条第 9 項第 5 号)。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、いずれも払込期日(平成 30 年 7 月 18 日)において本第三者割当増資を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当増資における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

DES 対象の小川浩平氏からの借入金使途明細表

借入日	借入金額	運転資金	使途合計
平成 29 年 11 月 30 日	120,000,000 円	120,000,000 円	120,000,000 円
平成 30 年 2 月 13 日	350,000,000 円	350,000,000 円	350,000,000 円
平成 30 年 3 月 16 日	30,000,000 円	30,000,000 円	30,000,000 円
合計	500,000,000 円	500,000,000 円	500,000,000 円

- (注) 1. 平成29年11月30日借入の120,000,000円は、平成29年12月8日に開示しました「第17回新株予約権による調達資金の資金使途変更のお知らせ」に記載にしていますように、第17回新株予約権による調達資金の使途を変更した結果(当初は、平成30年2月までの運転資金に利用する予定の資金を大黒屋グローバルにおける株式併合により生じた端株の買取資金として同社への貸付に充当したため)、平成29年12月以降の当社グループの運転資金が不足する状態となっておりました。これをカバーするため、平成29年11月30日に120百万円を小川浩平氏より借入を行い平成30年2月までの運転資金に充当いたしました。
2. 平成30年2月13日借入の350,000,000円は、2月以降の当社グループの運転資金となりますが、そのうち167百万円を大黒屋グローバルへの貸付を行い、さらに、平成30年2月13日に350百万円及び平成30年3月16日に30百万円を、小川浩平氏より借入を行いました。これらの資金のうち、167百万円を大黒屋グローバルに貸付を行い、さらに大黒屋グローバルから英国SFLに1百万£(約150百万円)の貸付を実行し、SFLの運転資金(人件費及び地代家賃など)に充当しております。英国SFLへの貸付につきましては、英国SFLグループでは、Gordon Brothers Finance Company(以下、「GBFC」といいます。)より10百万£(円換算額約15億円)の借入を実行しておりますが、平成30年4月6日が返済期限となっており、期限延長の交渉をしておりましたが、期限延長の合意が得られない場合を想定し緊急融資を行いました。期間延長につき合意が得られたため、運転資金に充当いたしました。

残額17百万円は、大黒屋グローバルの運転資金に充当しております。

3. 平成30年3月13日借入の30,000,000円は、当社の運転資金に充当する予定です。
4. 小川浩平氏からの借入金の当初返済期日は、借入後1ヶ月となっておりますが、期限の利益喪失事由や当該貸付の返済の具体的な障害となる事由が発生していないこともあり、返済期日は何れも平成30年7月18日まで更新されます。

②本新株予約権の発行により調達する資金の用途

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
大黒屋グローバルの100%子会社化のための株式の買取資金	840	平成30年7月～平成32年6月
大黒屋グローバルへの貸付金（英国SFLグループへの貸付金（在庫の取得資金））	420	平成30年7月～平成31年3月
LWへの貸付により、EC・モバイル向けグローバルに一元化された関連システムの運営費（広告費、人件費、システム維持費）	412	平成30年7月～平成31年2月
CITICとの中国合弁会社の在庫取得資金	250	平成30年7月～平成31年2月
中国における新規設立会社（当社連結子会社）Daikokuya Duo Jin Technology(Beijing)Co., Limitedへの出資金（運転資金）	22	平成30年10月～平成31年3月
当社及び当社グループの運転資金	67	平成31年1月～3月
合計	2,011	

- (注) 1. 上記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は当社名義の銀行預金口座で適切に管理する予定です。
2. 本新株予約権が全額行使された場合の当社調達資金による用途を示していますが、本新株予約権の行使期間中に予約権の行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、実際の調達額は上記資金用途の金額に満たないこととなります。なお、調達額が不足することとなった場合には、別途資金調達を検討することとなります。その場合の優先順位につきましては、①大黒屋グローバルの100%子会社化、②SFLグループの在庫資金、③EC・モバイルシステム資金、④CITICとの合弁会社の在庫取得資金、⑤中国の新規設立会社の出資金、⑥当社及び当社グループの運転資金を想定しております。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

本調達スキームにより調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、当社グループは、厳しい競争が見込まれる国内市場において勝ち抜き、経営基盤を強化し、収益を確保してゆくには必須であること、また、当社の強みを活かしたグローバル化を推進できることにより当社の企業価値の向上を図ることができること等から、本調達スキームによる調達は当社の株主価値向上に資する合理的なものであると考えております。

① 本新株式 (金銭出資)

本新株式発行の資金使途は、平成 30 年 7 月以降の当社グループの運転資金及び中国の新規金融会社の設立資金に充当することを予定しており、短期的資金需要に対応するものであり、合理性がある資金使途であると考えております。

② 本新株式 (D E S)

本新株式発行による第三者割当は、小川浩平氏が当社に対して有する金銭債権を現物出資 (D E S) することにより行うものであるため、当社の手取り額は発生いたしません。なお、当該借入金の資金使途は、平成 29 年 12 月より平成 30 年 6 月までの、当社及び当社グループの運転資金としており、合理性がある資金使途と考えております。さらに、D E Sにより、有利子負債が圧縮されるなど財務体質の改善に資するものであり、自己資本比率を高め 財務体質がより強固になると認識しております。

③ 本新株予約権

本新株予約権の資金使途は、当社及び当社グループの運転資金、中国の新規金融会社の設立資金、大黒屋グローバルの100%子会社化のための株式の買取資金、C I T I Cとの合弁会社信黒屋の在庫取得資金、S F Lグループの在庫取得のための貸付及びグローバル化のためのE C・モバイルサイトへの投資資金に充当することを予定しており、当社の今後の成長・発展には必須の投資であり、合理性のある資金使途であると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及び具体的内容

① 本新株式 (金銭出資及びD E S)

本新株式の発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日 (平成30年 6 月29日) の東京証券取引所における当社普通株式終値57円といたしました。なお、発行価額57円は、当社の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値59.47円に対して4.15%のディスカウント、同3ヶ月間の終値平均値60.85円に対して6.33%のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値64.6円に対して11.76%のディスカウントとなっております。平成30年 5月14日付で「平成30年 3月期 決算短信」を開示しておりますが、同開示以降に形成された株価が当社の株式価値をより適正に反映しており、当社の業績の動向、

株価のボラティリティ及び平成30年5月14日以降の株価の動向を踏まえると、直前取引成立日終値が最もよく直近の株式価値を反映したものと判断しております。以上から、当該発行価額は特に有利な金額には該当しないものと考えております。

本件取締役会に出席した監査役4名（うち社外監査役3名）全員が本新株式の発行価額については、当社株式の価値を表す客観的な値である取締役会決議直前日の株価を基準として決定とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」も勘案の上、当社の経営状況その他の要因を検討した結果であり、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額には当たらず適法である旨の意見を述べております。なお、当社代表取締役社長である小川浩平氏は、本新株式の割当予定先であり、当該発行決議に特別の利害関係を有するため決議には参加しておりません。

② 新株予約権

本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅲの営業者であるMTキャピタル（業務執行社員三田証券株式会社）との協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成30年6月29日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である57円を基準株価としました。

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、直近3年から4年間に亘り複数回算定を依頼していますが、当社とは資本的及び人的関係のない第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番1328号、代表取締役：能勢元、以下、「第三者算定機関」といいます。）に算定を依頼しました。かかる算定結果は下記の通りとなりますが、当社監査役4名（うち3名が会社法上の社外監査役）からは、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は当社と顧問契約関係にないこと、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、第三者算定機関による本新株予約権の価格の評価については、一般的に広く採用されているモンテカルロ・シミュレーションを採用していること、その算定過程及び前提条件等に関して第三者算定機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の発行要項の内容及び下記の第三者算定機関の算定結果を踏まえ、本新株予約権の発行条件が割当予定先にとって、特に有利な発行価額でなく適法であると判断した旨の意見表明を本日開催の当社取締役会において受けております。なお、当社代表取締役社長である小川浩平氏は、本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅲへの出資者であり、当該発行決議に特別の利害関係を有するため決議には参加しておりません。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

本新株予約権の払込金額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者算定機関による評価書による算定結果（本新株予約権1個につき79円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を79円といたしました。

第三者算定機関は、本新株予約権の評価額の算定に関して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価57円（平成30年6月29日の終値）、行使価額57円、ボラティリティ27.56%（平成28年5月～平成30年5月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.129%（評価基準における中期国債レート）、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき79円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成30年6月29日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の57円を参考に決定した基準株価に100%を乗じた金額である57円といたしました。なお、当該直前営業日までの1か月間の終値平均59.47円に対する乖離率は4.15%のディスカウント、当該直前営業日までの3か月間の終値平均60.85円に対する乖離率は6.33%のディスカウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均64.6円に対する乖離率は11.76%のディスカウントとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日（平成32年7月18日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使可能期間中においては、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 本新株予約権につきましては、任意取得条項及び強制取得条項があります。

任意取得条項

平成30年7月19日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができます。この任意取得条項は、新株予約権の価格を下げる要因として査定に加味しております。なお、任意取得条項の発動は、株価が200%での発動を想定しているため、実質的には強制発動条項と同様に扱われております。

強制取得条項（株価が高騰した場合）

この場合は、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにもかかわらず発行体による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしております。また、当社株式の終値が5連続取引日の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合、その時点で未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得することとしております。

強制取得条項（株価が暴落した場合）

この場合は、割当予定先にとっては、株価の下落により株式の行使が進まないことから、株式の売却によるキャピタルゲインを得られないこととなりますが、投資家にとっては、時間的な価値が強制的にはく奪されることによるオプション料の減額が、強制取得されることにより投資家が得られる利得よりも大きくなるため、オプションの公正価値は減額される方向に働きます。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしております。また、当社普通株式の5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の終値の単純平均値が30円以下になった場合（このような状態になった日を以下「下限到達日」という。）、当社は、下限到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得することとしております。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とします。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり73,100株（最近2年間の日次売買高の中央値である731,000株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

iv. その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1個当たり79円）と本新株予約権の払込金額（1個当たり79円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本新株式13,157,800株（当社株式に係る議決権数131,578個）が発行され及び本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式35,087,700株（同議決権数350,877個）の総数は48,245,500株（同議決権数482,455個）であり、平成30年3月31日現在における当社の発行済株式総数103,818,666株（同議決権数は1,037,576個）を分母とする希薄化率は、本新株式12.67%、本新株予約権33.80%、合計で46.47%（議決権数に係る希薄化率は46.50%）となります。なお、本新株式が発行され、本新株予約権が全て行使された場合には、当社の発行済株式総数は、152,064,166株（当社株式に係る議決件数1,520,031個）となります。

当社としましては、当社グループにおける必要資金を調達してゆくためには、今回の本新株式及び本新株予約権の発行によって発生する約46%の希薄化を許容してでも必要な短期及び中期的資金を確保してゆく必要があると判断しています。これは、現時点では資金調達の選択肢は多くはなく、今後の必要資金額を確保するためには本調達スキームによる調達は必須となっています。一時的に約46%の希薄化が生じますが、確保した資金にて事業の継続及び強化を図ることで、今後の収益確保につなげることができると考えております。そのことが、今後の当社の業績をつうじた企業価値向上にもつながり、結果、株主の利益にも適うものであると確信しております。

当社株式の直近6ヶ月間（平成30年1月～平成30年6月）における1日当たりの平均出来高は896千株（本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数48,245,500株を加えた発行済株式総数152,064,166株の0.6%程度）であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数48,245,500株を1年間（245日／年営業日で計算）にわたって平均的に行使売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は196千株となり、上記1日当たりの平均出来高の22.0%となるため、株価に与える影響は限定的、かつ消化可能なものと考えております。

当社としましては、上記「2.（1）資金調達の主な目的」に記載しております必要資金を調達することは当社の将来的な事業の維持・継続に不可欠であり、今回の本新株式の発行によって発生する希薄化を許容してでも実行していく必要があると考えております。同時に本調達スキームによって確保した資金にて事業の継続及び拡大・強化を図り、今後の収益基盤を確保・強化することが今後の当社の業績拡大と企業価値向上をもたらす、最終的には株主の皆様の利益にも適うものであると確信しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(ア) MTキャピタル匿名組合Ⅲ

(1) 名称	MTキャピタル匿名組合Ⅲ 同組合の営業者はMTキャピタルであり、同営業者の業務執行社員は三田証券株式会社（以下、「三田証券」といいます。）であります。（注1）	
(2) 所在地	東京都中央区日本橋兜町3-11 三田証券内	
(3) 設立根拠等	商法第 535 条に規定する匿名組合契約に基づく組合	
(4) 組成目的	当社が発行する本新株式及び新株予約権に投資を行うため	
(5) 組成日	平成 30 年 7 月 18 日	
(6) 代表者の役職及び氏名	匿名組合営業者 MTキャピタル（業務執行社員三田証券）	
(7) 出資の総額	282 百万円	
(8) 出資者及びその出資比率	小川 浩平（当社代表取締役社長） 80% アドミラルファンド投資事業有限責任組合（適格機関投資家） 20%	
(9) 営業者の概要	名称	MTキャピタル合同会社（注2）
	所在地	東京都中央区日本橋兜町3-11 三田証券内
	代表者の役職・氏名	代表社員 三田証券
	事業内容	・匿名組合契約に基づく投資及び投資受託に関する業務 ・有価証券の保有、運用、売買並びにその他の投資事業
	資本金	50 万円
	出資者及びその出資比率	三田証券 100%
	当社と営業者との関係	MTキャピタル匿名組合Ⅲの営業者であるMTキャピタルは、第12回新株予約権の割当先であるMTキャピタル匿名組合及び第14回、第16回、第17回新株予約権並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの営業者であり、また、当該匿名組合の営業者の代表社員である三田証券は第11回新株予約権の割当先であります。
(10) 当社と当該匿名組合との関係	出資関係	当社代表取締役である小川浩平氏が、MTキャピタル匿名組合Ⅲへの出資総額のうち 225.6 百万円（出資比率 80%）の出資を行います。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	(備考)	MTキャピタル匿名組合Ⅲへの出資総額のうち 56.4 百万円（出資比率 20%）は、アドミラルキャピタル株式会社（東京都千代田区内幸町一丁目3番3号 代表取締役 木下 玲子。以下、「アドミラル」という。）が無限責任組合員を務めるアドミラルファンド投資事業有限責任組合（適格機関投資家）が出資いたします。当社代表取締役である小川浩平氏は、同氏が 100%出資するドラゴンキャピタル株式会社（以下、「ドラゴンキャピタル」といいます。）にアドミラルが 240 百万円の融

資を行い(注3)、同日付でドラゴンキャピタルより240百万円の融資を受けます。当該資金のうち、225.6百万円の匿名組合出資を行います。なお、当社は、当該匿名組合の営業者であるMTキャピタルから、当該匿名組合による業務執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川浩平氏及びアドミラルファンド投資事業有限責任組合(適格機関投資家)は一切の指図権限のないことを確認しております。

- (注) 1. 三田証券株式会社は、三田邦博を代表取締役社長とし、本店所在地を東京都中央区日本橋兜町3-11に置いています。三田証券は金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第175号)の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。三田証券につきましては第三者調査機関である株式会社中央情報センター(住所:大阪市天王寺区生玉前町1-26、代表者:代表取締役 安岡優子)以下「中央情報センター」という。)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、同社並びに代表者が犯罪歴及び反社会歴ともに該当がない旨の報告があり、その結果より反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております(WEB検索他、中央情報センターの蓄積情報による調査)。
- (注) 2. MTキャピタル匿名組合Ⅲは、払込期日に組成されることから、MTキャピタル匿名組合Ⅲの営業者であるMTキャピタル、出資者となる小川浩平氏及びアドミラルファンド投資事業有限責任について、反社会的勢力との関りがなにかどうかの調査をしております。確認方法につきましては、下記(注3)、(イ)小川浩平氏(注)、(ウ)アドミラルキャピタル株式会社(注)を参照ください。別途、反社会的勢力とは関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。
- (注) 3. MTキャピタル匿名組合Ⅲの営業者であるMTキャピタルにつきましては、三田証券からMTキャピタルが反社会的勢力とは一切関係がないことを口頭にて確認しており、別途、反社会的勢力とは関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。
- (注) 4. アドミラルキャピタルは、個人向け融資を取り扱っていないため、ドラゴンキャピタル株式会社に融資しております。

なお、小川浩平氏がアドミラルより借入を実施してまで、匿名組合出資を行うのは、アドミラルファンド投資事業有限責任組合は、20%しか匿名組合出資を行わないことから、残りの80%の出資者は、小川浩平氏以外に引受先がなかったからです。このスキームは、新株予約権を行使して発行された株式を市場売却することにより、小川浩平氏が株式担保ローンを返済するために利用しております。したがって、インサイダー取引となることを避けるために小川浩平氏は匿名組合を利用することとしております。

(イ) 小川浩平氏

(1) 氏名	小川 浩平	
(2) 住所	東京都港区	
(3) 職業の内容	大黒屋ホールディングス株式会社 代表取締役社長	
(4) 当社と当該個人との関係	資本関係	当社普通株式 5,905,300 株（平成 30 年 3 月 31 日現在の発行済株式数に対して 5.69%）を所有しています。
	人事関係	当社代表取締役社長の他に、当社連結子会社大黒屋グローバル及び大黒屋の代表取締役社長、及び S F L のディレクターを現任しています。
	資金関係	借入金 500,000,000 円があります。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 本新株式の割当予定先である小川浩平氏につきまして、中央情報センターに調査を依頼し、同社の調査報告書に同氏が犯罪歴及び反社会歴ともに該当がない旨の報告があり、その結果より同氏が反社会的勢力ではないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また、当社は平成 29 年 7 月 7 日付「コーポレートガバナンスに関する報告書 IV 内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、当社としての反社会的勢力排除についての姿勢を示しております。

(ウ) アドミラルキャピタル株式会社

MT キャピタル匿名組合Ⅲの 20% 出資者であるアドミラルファンド投資事業有限責任組合（適格機関投資家）の無限責任組合員であり、また 80% 出資者である小川浩平氏の出資資金の貸し手であるアドミラルの概要は以下のとおりです。

(1) 名称	アドミラルキャピタル株式会社
(2) 本店の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目 3 番 3 号
(3) 代表者の役職及び氏名	代表取締役 木下 玲子
(4) 事業の内容	投資ファンドの運用・管理
(5) 資本金	30 百万円
(6) 設立年月日	平成 18 年 6 月 1 日
(7) 発行済株式数	1,000 株
(8) 決算期	3 月
(9) 従業員数	4 名（役員は除く）

(10) 主要取引先	(一般投資先)			
(11) 主要取引銀行	(みずほ銀行)			
(12) 大株主及び持株比率	株式会社D o フィナンシャルサービス 100%			
(13) 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。		
	人事関係	木下玲子氏は、大黒屋取締役役に平成24年8月10日に就任し、平成26年4月25日に退任していますが、平成24年8月10日から平成25年3月31日までは代表取締役社長に就任しています。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 直近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円)			
	決算期	2015年3月	2016年3月	2017年3月
純資産		213	276	149
総資産		862	941	1,383
1株当たり純資産(円)		213,419	276,558	149,968
売上高		343	482	636
営業利益		30	94	155
経常利益		32	92	142
当期純利益		21	63	93
1株当たり当期純利益(円)		21,049	63,139	93,409
1株当たり配当金(円)		152,000	0	220,000

(注) MTキャピタル匿名組合Ⅲの20%出資者となるアドミラルファンド投資事業有限責任組合(適格機関投資家)の無限責任組合員であり、小川浩平氏に対する融資元であるアドミラルにつきましては、中央情報センターに調査を依頼し、その調査報告書において、同社に犯罪歴及び反社会歴がともに該当がない旨の記載があり、その結果反社会的勢力ではないことを確認しました。また、アドミラルファンド投資事業有限責任組合については、当社は、その出資者及び出資比率については、アドミラルから開示されていないことから把握しておりませんが、アドミラルよりが投資家に対して反社会的勢力と関係ないことを確認している旨を口頭にて確認をしており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先の選定理由

(ア) 本新株式及び本新株予約権の割当予定先としてMTキャピタル匿名組合Ⅲを選定

した理由は次のとおりです。

(i) 三田証券は、これまでに当社第11回新株予約権の同社による取得、当社第12回新株予約権の同社が業務執行社員を務めるMTキャピタルを営業者とするMTキャピタル匿名組合を通じた取得、第14回、第16回及び第17回新株予約権、及び第1回転換社債型新株予約権付社債の同社が業務執行社員を務めるMTキャピタルを営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱを通じた取得を行った実績があるため、本新株式及び本新株予約権の取得を検討する際にも比較的短期間でご承諾いただけると判断いたしました。

(ii) 上記第11回新株予約権については発行した840個（行使総額210百万円）のうち243個（行使総額60百万円）の行使にとどまったものの、条件を改めた第12回新株予約権については発行した4,500個（行使総額900百万円）すべての行使が行われた実績を鑑みれば本新株予約権の取得及び行使に関してもその実現性が高いと判断いたしました。第14回新株予約権については、発行した100個（行使総額1,200百万円）の全量が行使されませんでした。これは、株価が行使価格を下回る水準を推移していたことが要因であり、株価が行使価格を上回る水準である場合には、行使していただけたものと判断しております。なお、第16回新株予約権（100個）につきましては、40個（行使総額285百万円）が行使され、残り60個（行使総額428百万円）は第1回転換社債型新株予約権付社債の全額償還を前提として全て行使されております。この権利行使による受取金額428百万円は、平成29年3月27日付で当社が公表した「第2回無担保社債の発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の残額買入消却及び第16回新株予約権行使に関する資金用途変更のお知らせ」に記載していますように、株式会社SBI証券を総額引受人とする第2回無担保社債（5.8億円）の償還資金の一部に充当し、当初予定のCITICとの中国合弁会社への出資金及び英国SFLグループの新規店舗出店を含む運転資金から変更しております。第17回新株予約権につきましては、割当てた88個（行使総額607百万円）の全額行使をしていただいております。

(iii) 本新株式及び本新株予約権を同時に発行する本調達スキームについて、これまでの取引関係があり当社の業務内容等を理解している営業者（MTキャピタル合同会社及び三田証券）から払込期日に同組合を組成することとし、同組合が引き受けるとの提案があったから、本新株式及び本新株予約権の払込期日に組成が予定されているMTキャピタル匿名組合Ⅲを割当予定先とすることを前提に検討してまいりました。その結果、匿名組合出資を引き受けていただける、投資家を選定したところ、小川浩平氏及びアドミラルファンド投資事業有限責任組合が出資の意思表明をしていただけたため、MTキャピタル匿名組合Ⅲを割当予定先といたしました。アドミラルは、小川浩平氏への融資については、同氏から株式の担保提供を受け、また、株価が下落した場合でも、借入金利息を受け取ることができるため、リスク

が軽減されています。さらに、同社の代表者である木下玲子氏が大黒屋の代表取締役役に就任し、第17回新株予約権の割当予定先となった実績から、今回のスキームに参加いただけるようお願いしたところ、ご承諾いただいたものです。

なお、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅲの営業者の代表社員である三田証券に確認したところ、MTキャピタル匿名組合Ⅲは、本新株式及び本新株予約権の行使によって取得した株式については、市場への影響を考慮しつつ適宜市場で売却する方針とのことであり、支配株主の異動等が生じ得ないことも、当社の意向と合致しているものと考えております。

(イ) 本新株式の割当予定先として小川浩平氏を選定した理由は次のとおりです。

本新株式の発行による割当予定先である小川浩平氏は当社の代表取締役であります。小川浩平氏は、当社の経営者として当社の財務状況を改善すべく切迫した必要性を痛感すると共に、中長期的な当社の財務体質の強化を図るために平成23年から当社に資金面で多大な支援をしていただいております。

このようななか、あらためて事業状況改善までの当社の資金繰り及び財務内容の改善のために小川浩平氏と協議を重ねた結果、短期的な返済資金調達回避と株主資本の充実につながるDESによる新株式の発行を行うことを合意し、本新株式の割当予定先に選定いたしました。

(3) 株券等の保有方針

(ア) 当社は、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅲの営業者であるMTキャピタルより、本新株予約権については市場動向及び当社の資金需要を勘案しながら適宜行使を行うこと、本新株及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式については、原則として市場にて売却を進めていき、当社の経営に関与する意思がない旨の説明を受けております。

また、MTキャピタルからは、MTキャピタルによる上記業務の執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川浩平氏は一切の指図権限のないことを確認しております。

(イ) 割当予定先である小川浩平氏からは、取得した本新株式について長期保有する方針である旨の説明を受けております。

なお、当社は割当予定先より、当該割当予定先が払込期日から、2年以内に、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。

なお、小川浩平氏が割当てを受ける本株式は、アドミラルに譲渡担保として担保

提供されることになっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

(ア) 当社は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅲの営業者であるMTキャピタル及びその業務執行社員である三田証券から、本新株式及び本新株予約権にかかる払込について払込期日に全額払い込むことの口頭による確約をいただき、当社から本新株式及び本新株予約権の取得並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の確保・調達方法及び財務状況について問合せを行いました。

その結果、MTキャピタル匿名組合Ⅲの組成日が本新株式等の払込期日となることから、匿名組合出資を行う小川浩平氏及びアドミラルの資金状況を確認しております。小川浩平氏につきましては、ドラゴンキャピタル向けにアドミラルより借入を行うことから、当該借入金の融資証明書を確認しております。同様に匿名組合出資を行うアドミラルファンド投資事業有限責任組合につきましては、アドミラルファンド投資事業有限責任組合のキャピタルコールにより資金を確保する旨をアドミラルよりヒアリングにて確認しております。なお、投資家は、ファンドからのキャピタルコールを受けた場合には、出資を行うことが義務付けられていることを同様にアドミラルよりヒアリングにて確認したことから、資金については、問題ないと判断いたしました。匿名組合が本新株予約権を行使する際に必要となる資金は、原則として本新株式及び本新株予約権の行使により取得した株式の売却資金を想定しているとのことですが、市場出来高が少なく売却が進まない場合や、急激な株価上昇により、一度に多くの本新株予約権の行使を行う必要性が出てきた場合においては、行使資金をかかると売却資金のみでは充当しきれない可能性があるため、そのような場合においては、三田証券からのMTキャピタルに対する2,000百万円の貸付枠に基づいた、三田証券からの借入れを実施することを口頭にて確認しております。当該貸付枠の有効性の確認を行うために、当社は三田証券がMTキャピタルに対して発行した平成30年6月6日付の融資証明書及び三田証券の平成30年3月31日現在の試算表における三田証券の貸借対照表の写しを受領し、資金残高等を確認しております。なお、当該貸付枠の実行の前提条件は、本新株予約権の払込の完了以外、定められておりません。

これらにより当社は、割当予定先による本新株式及び本新株予約権の払込並びに本新株予約権の全額の行使のために必要となる資金の確保・調達に支障がないことを確認いたしました。

(イ) 当社は本新株式の割当予定先である小川浩平氏から、本新株発行にかかる払込についてその全額を小川浩平氏の当社に対する債権（「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1)募集の方法」をご参照下さい。）の現物出資により実行する旨、

口頭にて確認し、かつ当社において金銭消費貸借契約書及び当社の会計帳簿等を精査し、現物出資による払い込に必要な金銭債権の残高が存在すること確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数の 割合
MTキャピタル匿名組合Ⅲ (営業者：MTキャピタル 合同会社)	東京都中央区日本橋兜町3番 11号三田証券内			39,473	25.97%
小川 浩平	東京都港区	5,905	5.69%	14,677	9.66%
野村信託銀行株式会社(信 託口)	東京都千代田区大手町2丁目 2-2	3,893	3.75%	3,893	2.56%
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一丁目4 番地	2,248	2.17%	2,248	1.48%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番 1号	1,313	1.27%	1,313	0.86%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8- 11	1,202	1.16%	1,202	0.79%
田名部 誠悦	青森県八戸市	1,151	1.11%	1,151	0.76%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一 丁目2番10号	997	0.96%	997	0.66%
エヌ・ティ・ティ・システ ム開発株式会社	東京都豊島区目白2丁目16 -20 TCS-HD南池袋ビル	885	0.85%	885	0.58%
東京コンピュータサービス 株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁 目8番14号	867	0.84%	867	0.57%
魚津海陸運輸倉庫株式会社	富山県魚津市三ヶ227-73	850	0.82%	850	0.56%
計		19,311	18.61%	67,559	44.45%

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数」の割合につきましては、平成30年3月31日時点の株主名簿を基準に算定しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数」の割合及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数」の割合は小数第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年3月31日現在の総議決権数1,037,576個に、本新株式に係る議決権の数131,578個及び本新株予約権が全て行使された場合において発行される株式に係る議決権の数350,877個を加えて算定しております。

4. 小川浩平氏が本新株式の発行により取得する新株式は、既所有の株式と併せて、アドミラルへ譲渡担保として提供されることとなります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

該当ございません。

9. 今後の見通し

本新株式及び本新株予約権の発行が業績に与える影響につきましては現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式の発行数(13,157,800株)及び本新株予約権の全額が行使された場合の新株式の発行数(35,087,700株)の総数(48,245,500株)は、現在の発行済株式総数の46.47%に相当し、希薄化率が25%以上になることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見書又は株主の意思確認手続きが必要となります。

そこで、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、弁護士 小野雄作氏(狛・小野グローバル法律事務所)を第三者委員会委員長とし、当社の監査役であって会社法第2条第16号に定められた社外監査役(栃木 敏明、粕井 滋、市古 紘一)からなる第三者委員会より、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問し、2018年7月2日付けで、大要、以下のとおりの意見をいただきました。

1 結論

本件第三者割当の必要性及び相当性について問題がないと考えます。

2 理由

(1) 必要性

本件第三者割当による調達資金は、貴社グループの運転資金、中国の新規金融会社の設立資金、小川浩平氏からの借入金の返済、英国 SFL グループの在庫不足を解消するための、在庫取得資金、大黒屋グローバルの100%子会社化のための株式の買取資金、CITIC との中国合弁会社への出資金(在庫取得資金)の支払い、及び EC モバイル向けのグローバルに一元化されたシステムの保守運用に関する人件費及びシステムを周知するための広告宣伝費等であり、いずれも貴社及び貴社グループの経営基盤の安定やグローバル化の推進を図ることを目的として行われるものであり、調達された資金は貴社の企業価値向上に資することが合理的に予想される用途に充当されるものと期待できます。また、貴社の現状の資金繰り、手元資金及び財務状況等に基づけば、本資金調達の緊急性も認められます。その他、貴社から受けた説明及び受領資料の内容について特に不合理な点も見いだせず、貴社には資金調達の必要性が認められると考えます。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

貴社から受けた説明及び受領資料によれば、貴社は他の資金調達手段として、公募増資、金融機関からの借入、今回の割当先以外の投資家に対する株式等の第三者割当による調達も検討を行ったものの、既存株主に与える影響、貴社の調達方針に合致する投資家を探すことの困難性及び資金調達の確実性等を考慮して、現時点においては本件第三者割当の方法により資金調達を行うのが適切であると判断したとのことであり、その論理において特に不合理な点は見いだせません。

(イ) 割当先について

小川浩平氏は貴社の代表取締役社長として、貴社の財務状況を理解する立場からこれまでも貴社に対して資金面における支援を行ってきた実績があります。また、MT キャピタル匿名組合Ⅲの営業者の業務執行社員である三田証券株式会社も過去複数回に渡って貴社の新予約権等の取得を行った実績があり、小川浩平氏に貸付を行い、MT キャピタル匿名組合Ⅲに出資を行うアドミラルファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるアドミラルキャピタル株式会社は、過去に貴社の第三者割当増資を引き受けた実績があることから、小川浩平氏及び MT キャピタル匿名組合Ⅲは、迅速に確実な資金調達を行うという観点からは、適切な割当先であるといえます。また、割当先 MT キャピタル匿名組合Ⅲの株式保有方針によれば、株式取得後も貴社の経営に大きな影響を及ぼさないものと想定できます。さらに、貴社において調査会社に委託する等して割当先 MT キャピタル匿名組合Ⅲの営業者である MT キャピタル合同会社、同合同会社の業務執行社員である三田証券株式会社及びその役員、並びに割当先小川浩平氏が反社会的勢力と関係を有するか否かの調査も行い、さらに、MT キャピタル匿名組合Ⅲに出資を予定している、アドミラルファンド投資事業有限責任組合（アドミラルキャピタル株式会社が無限責任組合員）につきましても、反社会的勢力と関係を有するか否かの調査を行い、反社会的勢力とは関係がないことを確認していることからすれば、各割当先の選定に著しく不合理な点は認められません。

(ウ) 発行条件について

発行価格の適正性に関し、外部算定機関である株式会社東京フィナンシャル・アドバイザーズが本件第三者割当にかかる新株発行及び新株予約権それぞれについて算出した評価額を踏まえて決定されており、同社が使用した評価ロジックも合理的であることから、第三者委員会としては、発行価格は相当であると判断します。その他の発行条件についても、貴社と割当先との間の総数引受契約書及び買取契約書のうち主要な契約条件を検討し、特に不合理な点を見出しておらず、これらの契約書については貴社の代理人として外部の法律事務所における弁護士が交渉を担当しているとのことで、その交渉プロセスにも不備がないものと思われま

(エ) 希薄化について

本件第三者割当により既存株主の持株比率に 46.47%、議決権数に 46.50%という相応の希薄化が一時的であれ生じることとなります。もっとも、本件第三者割当が貴社の企業価値及び株式価値の向上につながる蓋然性は非常に高いと考えられること及び本件第三者割当により貴社のニーズに合った多額の資金調達を短期間のうちに高い確実性をもって実現できると予想されることから、本件第三者割当は貴社の株主に希薄化を上回るプラス効果をもたらす可能性が高いと思われま。したがって、貴社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資による希薄化の規模については合理性が認められると考えます。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
売 上 高	20,165	20,556	20,452
営 業 利 益	1,755	493	699
経 常 利 益	969	△180	10
当 期 純 利 益	99	△287	△790
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	1.28	△3.56	△7.87
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	0	0	0
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	62.40	41.12	40.59

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

発行済株式数	103,818,666 株（平成 30 年 3 月 31 日現在）
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	894,000 株 （第 15 回新株予約権 294,000 株及び第 17 回新株予約権 600,000 株）

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

（単位：円）

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
始 値	186	90	71

高 値	221	120	97
安 値	54	62	63
終 値	90	72	65

②最近6ヶ月の状況

(単位：円)

	平成 29 年 12 月	平成 30 年 1 月	平成 30 年 2 月	平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月	平成30 年5月	平成30 年 6 月
始 値	73	69	71	67	66	60	60
高 値	74	81	74	69	67	64	62
安 値	65	68	63	63	58	59	55
終 値	68	71	67	65	59	61	57

(注) 平成30年6月の数値は6月29日までの株価を示しています。

③発行決議日前営業日株価

(単位：円)

	平成 30 年 7 月 2 日 現在
始 値	56
高 値	57
安 値	56
終 値	57

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)

発行期日	平成27年11月4日
資金調達の額	800,000,000円
割当先	三田証券株式会社を業務執行社員とするMTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱ
募集時点における発行済み株式総数	75,159,999株
募集時点における潜在株式数	5,000,000株
現時点における転換状況	行使済株式数375,000株、調達額60,000,000円。 未行使予約権4,625,000株償却済み
当初の資金使途	大黒屋による東京スター銀行及び中国信託商業銀行からの借入債務を被担保債権とする質権及

	び根質権を設定する当社銀行口座への入金
支出予定時期	平成27年11月
現時点における充当状況	予定通り資金使途に充当したが、その後必要がなくなり、平成27年12月15日に開示いたしましたように、変更した資金使途に充当済み。

(第三者割当による第14回新株予約権)

発行期日	平成27年11月4日
資金調達の額	1,214,490,000円
割当先	三田証券株式会社を業務執行社員とするMTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱ
募集時点における発行済み株式総数	75,159,999株
募集時点における潜在株式数	7,500,000株
現時点における転換状況	予約権14,490,000円は入金済み。 未行使予約権7,500,000株は全て買取り償却。
当初の資金使途	子会社貸付金、インターカンパニーローン利息、新規ネット事業投資資金等
支出予定時期	平成27年11月～平成28年10月
現時点における充当状況	行使がなかったため充当なし。

(株式報酬型ストックオプション：第15回新株予約権)

発行期日	平成28年3月30日
資金調達の額	-
割当先	取締役4名及び監査役4名
募集時点における発行済み株式総数	78,534,666株
募集時点における潜在株式数	8,500,000株
現時点における転換状況	なし(付与株数：294,000株) 行使期間：平成28年3月31日～平成58年3月30日
当初の資金使途	なし

(第三者割当による第16回新株予約権)

発行期日	平成28年6月15日
資金調達の額	722,687,000円
割当先	三田証券株式会社を業務執行社員とするMTキ

	ヤピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱ
募集時点における発行済み株式総数	78,534,666株
募集時点における潜在株式数	8,794,000株
現時点における転換状況	予約権8,687,000円は入金済み。 行使済株式数8,500,000株 行使による調達額 714,000,000円
当初の資金用途	インターカンパニーローン利息、ネット事業追加資金、中国合弁出資金、英国SFL運転資金
支出予定時期	平成28年7月～平成29年6月
現時点における充当状況	インターカンパニーローン利息、ネット事業追加資金は充当済み。残りは私募債償還資金に充当済み。45.6百万は4月運転資金に充当。

(第三者割当による新株式)

発行期日	平成29年5月24日
資金調達の額	440,496,000円
割当先	小川浩平 (DES) 三田証券株式会社を業務執行社員とするMTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱ (金銭出資)
募集時点における発行済み株式総数	87,034,666株
募集時点における潜在株式数	294,000株
当初の資金用途	現物出資による債務の償却 (DES)、CITIC との中国合弁会社への出資金 (残り50%) の一部
支出予定時期	平成29年5月
現時点における充当状況	現物出資による債務の償却 (DES) は新株発行時に実施済み (380百万円)、金銭出資分はCITIC との中国合弁会社への出資金 (残り50%) の一部に充当済み (60百万円)。

(第三者割当による第17回新株予約権)

発行期日	平成29年5月24日
資金調達の額	769,853,700円

割当先	三田証券株式会社を業務執行社員とするMTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱ アドミラルキャピタル
募集時点における発行済み株式総数	87,034,666株
募集時点における潜在株式数	294,000株
現時点における転換状況	予約権10,853,700円は入金済み。 行使済株式数11,000,000株 行使による調達額 759,000,000円
当初の資金使途	CITIC との中国合弁会社への出資金の残額(50%)、大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い当社及び当社グループの運転資金(平成29年6月～平成30年2月)
支出予定時期	平成29年5月～11月
現時点における充当状況	CITIC との中国合弁会社への出資金の残額(50%)支払い(147百万円)、当社及び当社グループの運転資金(平成29年6月～平成29年11月)へ充当(309百万円)、大黒屋グローバルへの貸付金(株式併合に伴う端株の買取資金:303百万円)。以上、資金使途の変更あり(平成29年12月8日開示済み)。

12. 発行要項

本新株式及び本新株予約権の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙1「新株式発行要項」及び別紙2「新株予約権発行要領」をご参照下さい。

大黒屋ホールディングス株式会社新株式
発行要項

- | | |
|---------------|---|
| 1. 発行新株式数 | 普通株式 13,157,800 株 |
| 2. 発行価額 | 1 株につき金 57 円 |
| 3. 発行価額の総額 | 749,994,600 円
うち 499,998,300 円は、下記 9 の要領による現物出資
(デット・エクイティ・スワップ) の払込方法によるものとする。 |
| 4. 資本組入額 | 1 株につき金 28.5 円 |
| 5. 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による。 |
| 6. 申込期間 | 平成 30 年 7 月 18 日(水曜日) |
| 7. 払込期日 | 平成 30 年 7 月 18 日(水曜日) |
| 8. 割当先及び割当株式数 | 小川浩平氏 8,771,900 株
MT キャピタル匿名組合Ⅲ 4,385,900 株 |
| 9. 現物財産の内容 | 小川浩平氏が当社に対して有する金銭債権 500,000,000 円のうち 499,998,300 円 |

大黒屋ホールディングス株式会社第18回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称
大黒屋ホールディングス株式会社第 18 回新株予約権（以下、「本新株予約権とい
います。」）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 27,719,283 円（本新株予約権 1 個当たり金 79 円）
3. 申込期日
平成 30 年 7 月 18 日
4. 割当日及び払込期日
平成 30 年 7 月 18 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、本新株予約権をMTキャピタル匿名組合Ⅲに 350,877
個割当てする。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個
の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有す
る当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）
する数は、100 株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的
である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として
35,087,700 株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整
される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に
応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項に定義する。）の調整を行う場
合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1
株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調
整後行使価額は、第 10 項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及
び調整後行使価額とする。
調整後割当株式数＝（調整前割当株式数× 調整前行使価額）÷調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

350,877 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額

金 79 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個あたりの価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、57 円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

				交 付	×	1 株当たり
			既発行	株式数	+	払込金額
調整後	=	調整前	×	1 株当たりの時価		
行使価額		行使価額		既発行株式数 + 交付株式数		

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付された

ものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所市場第二部(以下「東証二部」という。)における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を

与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成30年7月19日から平成32年7月18日までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

(1) 平成30年7月19日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに

行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 平成30年7月19日以降、東証二部における当社普通株式の終値が5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合（このような状態になった日を以下「到達日」という。）、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得する。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とする。
- (3) 平成30年7月19日以降、東証二部における当社普通株式の5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の終値の単純平均値が30円以下になった場合（このような状態になった日を以下「下限到達日」という。）、当社は、下限到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得する。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端

数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件及び新たに交付される新株予約権の譲渡制限
第 11 項ないし第 17 項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第 7 章に定める振替口座をいいます。ただし、同法第 131 条第 3 項に定める特別口座を除きます。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記 11 「新株予約権の行使期間」に記載の行使期間中に下記 19 「行使請求の受付場所」に記載の受付場所に提出する方法により行使請求するものとし、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数に行使価額を乗じた金額を現金にて下記 20 「払込取扱場所」に記載の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項第 (1) 号に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

19. 行使請求受付場所
大黒屋ホールディングス株式会社 財務経理部（東京都港区港南四丁目1番8号）
20. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 東京中央支店（東京都千代田区大手町一丁目5番5号）
21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を57円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載の通りとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成30年6月29日）の東証二部における当社普通株式の終値57円を参考として、投資家と協議を行なった結果、1株57円（ディスカウント率0%）に決定した。
22. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。

以上